
人格障害を有する維持血液透析患者への対応 - 法的機関への依頼のタイミング

医療法人衆和会 長崎腎病院

○中村麻美 林田めぐみ 藤原久子 原田孝司 船越 哲

【背景】

人格障害を有する腎不全患者が維持透析となった場合の対応は困難を極める。症状緩和の時期がなく、精神科は離脱しても透析は離脱しない、などの理由による。

【症例】

48 歳女性、透析後に『自宅からの頻回の電話』がみられるようになり「殺してやる」など威嚇的な内容も聞かれた。これは犯罪であることを説明したが変化はなかった。一度精神科受診に繋げ、『人格障害疑い』の診断を得たがすぐドロップアウトした。

この件を弁護士に相談したところ「市役所などとの連携でも業務妨害が続くようなら警察への連絡もやむを得ない」との意見を受け、これまでの経過を県警の刑事課に相談した。結果的に、予定時刻に来院しなかった際に一度だけ警察に出動依頼し、犯罪性を自覚してもらえた。その後の業務妨害と威嚇はみられていない。

【考案】

触法的な患者の行為に対しては、冷静かつ断固とした対応をすべき場合もある。この際、特定の患者攻撃にならぬよう、複数による監査を受けるべきであり、院外の法的機関の協力を得ることは有意義と考える。